

中央語系古代日本語における音節結合：有坂法則について

福田，良輔

<https://doi.org/10.15017/2332833>

出版情報：文學研究. 60, pp.1-21, 1961-03-20. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

中央語系古代日本語における音節結合

— 有坂法則 について —

福 田 良 輔

一、序 説

八世紀の奈良時代において万葉集巻二十に見える防人歌及び巻十四の東歌、常陸風土記中の歌謡等の遠江・信濃以来の古代日本語と、大和地方を主体とする西部日本の諸地域の古代日本語との間に、著しい方言的差異が見られることは周知の通りである。しかして、奈良時代をあまり下らない平安初期（弘仁十三年以後清和天皇頃まで）に成立した東大寺諷誦文稿中に、

各於世界講説正法者 詞无導解 謂大唐新羅日本波斯混審
天笠人集 如来一音隨 風俗ノ方 言令聞 假令對大唐人而
大唐詞説 他准之 對草木而草木辭而説者 此當國方言 毛人
方言飛彈方言東國方言 假令對飛彈國人而 令聞飛彈國詞而
説云 如譯語通事云

と見えている。これによれば、平安初期のわが国には大和地方の言語を主体とする西部古代日本語と、毛人方言・飛彈方言・東国方言の三方言との間には、大和や山城地方の中央の言語で毛人・飛彈人・東国人に話しても十分に理會できないほどの、著しい方言的差異が存在していたことが分かる。と同時に、西部日本の諸

地域の人々には、中央語で話してもあまり理會を妨げられなかつたこと、西部日本の諸地域の言語と中央語との間には、中央語と毛人方言・飛彈方言・東国方言との差異ほどの著しい方言的差異が存在していなかつたことが推定される。

毛人については、東国地方の未開種族に対する架空的総称であるという説も有力である。しかし、前出の文においては飛彈方言・東国方言は飛彈國・東国という地理上の地域に居住する住民の言語という意味であるのに対し、毛人方言の「毛」は地域ではなく、人体の形質の特長を云ったものと解される。したがって、毛人は山城・大和をはじめ西部諸地域の大部分の住民とはもちろん、飛彈國人・東国人とは人類学的に異なつた種族であつたことは、この諷誦文の記事からも妥当であろう。また、万葉巻十二に「コチタミ」を「毛人髮三」（二九三八）と戲書していることもその証となろう。しかして、毛人は、古事記をはじめ日本書紀等の六国史に頻出し、活動している蝦夷と同一であり、現在のアイヌ族の祖先であるとする説が最も妥当と思われる。とすると、山城・大和等の畿内地方の言語を主体とする当時の

西部日本語と飛彈方言・東国方言との間には著しい方言的差異があったにせよ、それは日本語内の差異であるのに対し、毛人方言は日本語とは言語系統を異にした言語であったのである。しかし、東大寺諷誦文稿は、その成立を下限の清和天皇時代としても、万葉集巻二十の防人歌が書記された天平勝宝七年と約百年前後しか距らないから、諷誦文稿中の前記の方言状態に關する記事は、奈良時代においても、そのまま当てはまるものと見て支障はないであろう。

前述のように、奈良時代においても、大和地方の言語を主体とする西部古代日本語と飛彈方言との間には理會を妨げるほどの方言的差異があったことは確實視されるので、万葉集巻二十の各國の防人歌の左註の作者大伴家持が、註中に「但(有)拙劣歌一首(者)不取載之」または「但拙劣歌者不取載之」と記したのは、歌の表現の巧拙ということばかりではなからう。むしろ、大和地方の言語に習熟していない作者は方言的差異の著しい東国語で表現したために歌意に不明が多く、拙劣歌となったことを意味したものであろう。さらに、歌語はその時代の生活語であると共に規範的文学語であつて、当時の生活語には歌語としては用いられないものもあることを考慮に入れる必要がある。とすると、大伴家持が取載した防人歌は、当時の東国地方の庶民の生活語である東国方言に比して、中央語的要素の多い東国方言であつた、当時の東国庶民の生活語は取載されている防人歌よりも、一層方言的要素が多いものであつたと見るべきであらう。

しかしながら、防人達の生活語である東国方言が防人歌に比してどの程度に方言的要素が多く、どのような言語状態であつたか

を知る資料はない。東国方言の資料としては、ほかに卷十四の東歌及び常陸風土記の歌謡があるぐらいである。しかし、東歌には都人の言語がかなり加わつたものが多い。ただ、歌謡よりも實際に行われていた生活語が一段と方言的要素が濃かつたことは、常識的にも考えられる。したがつて、防人歌を主体として、卷十四の東歌と常陸風土記の歌謡の言語と、大和地方の中央語を主体とする西部古代日本語とを比較することによつて奈良時代の東国方言の方言的要素を的確に記述することが要請される。したがつて、中央語系の西部古代日本語(中央語・大和系古代語と略称する)の言語体系を音韻・語法・語彙に亘つて正確に知ることから出発しなくてはならない。それには、何よりも先学の研究成果に基づかなくてはならないが、なお、未解決の問題をみずから解決しなくてはならない。

一

前述したように、古代東国方言(誤解が生じないばあいは東国方言と略称する)と大和系古代語との言語的差異を考察するには、大和系古代語の体系、即ち音韻・語法、語彙を記述することが前提となることはいうまでもないが、大和系古代語と東国方言との差異は、音韻において最も顯著であり、且つ東国方言の方言的性格及びその成立過程の考察には、音韻が中心課題となると思われるので、両者の音韻について記述比較し、次に語法・語彙について叙述することにする。もちろん、言語体系を構成する音韻・語法・語彙の要素は相關的・有機的關係において統一体として

の言語体系を構成しているのであるから、互いに他の要素を離れ
では一つの要素についての考察は十分に行うことはできない。殊
に後述するように大和系古代語も東国方言では、音韻と語法とは
一方だけでは全く考察できない事象が多い。しかしながら、音韻
・語法はそれぞれ独自の体系乃至統一体を構成しているから、一
往個々に記述し考察することとする

中央語系の古代日本語が、国語史上、音韻において著しい特質
を有していることは周知の通りである。すでに説かれているよう
に、石塚龍麿は、その師本居宣長の「古事記伝」の総論中の記事に
示唆されて、「仮字遣奥山路」を著わし、奈良時代の文献（古事
記・日本書紀・万葉集）を調査し、エ・キ・ケ・コ・ソ・ト・ノ
・ヒ・ヘ・ミ・メ・ヨ・ロ及びその濁音には、それぞれ兩類の区
別があつて、他類とは用法上区別されていることを明らかにし
た。次いで、橋本進吉氏は、龍麿の「仮字遣奥山路」を再調査さ
れて、更に発展させて、集大成し、右の仮名遣におけるエを除い
た十二音及びその濁音における仮名の区別は、各音の母音の相違
に基づくもので、奈良時代の母音組織は、現在の i・e・a・o・
u の五母音のほかに、中舌的母音の i・ë・ö の三母音があり、合
せて八母音から構成されており、それに基づいて十二音及びその
濁音に兩類の仮名の区別が生じており、語や語法上の相違を表わ
していることを実証された。橋本氏のこの研究を基礎として、こ
の方面の研究は更に展開し発展して、現在の研究成果を収めたこ
とは、周知の通りである。したがつて、これらの輝かしい研究成
果についての説明は省略することにして、論述の過程において必
要に応じて引用することにする。

奈良時代の末頃までは、前述の八母音から構成された母音組織
がほぼ保たれていたのであるが、それに伴い母音調和の現象が存
在していた。母音調和の現象の存在を否定する説もあるが、單
なる母音同化ではなくて、少なくとも弛緩した母音調和の現象が存
在していたことは認めてよい。それでは大和系古代語の母音調和
の現象は、具体的にはどういふものであるか。従来の諸説を批判
し、参照しつつ私見を述べることにする。

大和系古代語の母音調和の現象に関する従来の説で、閑却する
ことができない説は、有坂秀世氏の論文「古代日本語に於ける音
韻結合の法則」である。この論文の結論として、次の三つの法則
が存在していたことが述べられている。なお、以下のこの文にお
いて、平仮名と片仮名とを用いて表記した語においては、甲乙兩
類の仮名の区別ある音においては、片仮名は甲類、平仮名は乙
類、区別ない音は片仮名で表記した。

第一則 甲類のオ列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位内
に共存することが無い。

第二則 ウ列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位内に共存
することが少い。就中ウ列音とオ列音とから成る二
音節の結合単位に於て、そのオ列音は乙類のもので
はあり得ない。

第三則 ア列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位内に共存
することが少い。

右の法則中の「結合単位」については、有坂氏は「普通の言葉
でいへば語根又は語幹に略相当する」と述べ、語を結合単位に分
析する方針として述べられたことを要説すれば、

(1) すべて複合語は、その構成要素に分析する。その上で、
(2) 動詞はその語幹を一結合単位とする。派生動詞は接尾辞
サブ・ナフを含むものの外、すべて単純動詞と同様に扱ふ。

(3) 形容詞の中、所謂久活用は、その語幹を結合単位シク活
用の中、コホシ(恋)トキジ(非時)トホトホシ(遠々)の
如きは、コホ(恋)・トキ(時)・トホ(遠)を一結合単位
とし、トモシ(羨)タノシ(業)ヨロシ(宜)の如きはトモ
・タノ・ヨロだけで意味をなすかどうか疑はしいから、トモ
シ・タノシ・ヨロシを一結合単位とする。(4) 用言の活用語
尾はすべて結合単位に入れない。(5) 接頭辞・接尾辞は、用
言を作るもの以外はすべて一結合単位とみなす。

有坂氏が、普通の言葉では語根又は語幹に略相当する構成要素
を結合単位と呼んだのは、語根という名称が曖昧であり、語根の
名には不適當なばあいが生ずるからである。科学的言語史の意味
においては、語根・語幹・語源の研究は、その祖語にまで遡らな
くてはならない。日本語のように、言語系統が言語学的に未だ十
分に明らかにされておらず、したがってその祖語が不明のため比
較すべき親族語を有しない言語においては、言語史的に語根・語
幹・語源を研究することは不可能である。

しかるに、音節結合の法則は共時論に属する。語乃至語の構成
要素が成立した時代の音韻組織と、それに基づく音韻結合の法則
にしたがって結合単位は構成される。したがって、特定の時代の音
韻組織と音節結合の法則によって構成された結合単位は、後の時
代の音韻組織と音節結合の法則に支配されて変容する。また、文
献時代になると、表記字面が固定化され易い語、たとえば地名、

人名その他の固有名詞、特定の社会集団の歴史、生活史・宗教・
信仰等に重要な意味をもつため、伝誦された古語や章句の語にお
いては、前代の音韻組織及び音節結合の法則による結合様式がそ
のまま表記され、または多少変容した形の中に痕跡をとどめてい
るものが存在することが考えられる。したがって、八世紀(奈良
時代)を中心にした古代日本語に見出される音節結合の法則より
見れば、異例や誤りと見られる事例も前代の音節結合の法則の遺
物乃至痕跡と見ることができ、可能性が十分にあることを考慮す
べきである。また、漢字音で表記されている以上、時代と表記者
の相違によって漢字音が表記されている国語の音価にも変遷と差異
とが伴うことを考慮しなくてはならない。しかして、八世紀を中
心にした古代日本語は、その音韻組織の崩壊期であり、したがっ
てその音韻組織に基づく音節結合の法則も崩壊期であったこと
は、音節結合の事象を考察するばあい、たえず銘記すべきである。

以上述べた音節結合の法則について、私見に基づいて、有坂氏
の音節結合の法則を批判していきたいと思う。

前記した有坂氏の音節結合についての三つの法則の第一則は正
しい。第二則の前文についても異論はない。しかし、「就中ウ列
音とオ列音」以下の後文については、必ずしも妥当ということ
はできない。というのは、有坂氏は、語を結合単位に分析するばあ
いの氏の方針に基づいて、少数の例外である固有名詞の事例を除外
されたこと(5)資料を古事記・日本書紀・万葉集に限られたことに
ある。かくて、除外された固有名詞に、オ列音とウ列音との結合単
位から成る二音節の結合単位に、次のような事例が見出される。

1 蕤奈久羅乃布等多麻斯岐乃彌己等 繡帳銘

2 賦登麻和訶比賣命 懿德記

3 佐久羅葦等由良宮 露盤銘

4 櫻井等由羅宮 丈六銘

5 登由宇氣神 神代記下

6 余奴臣 上宮記逸文

7 奴那登母々由良爾(二例) 神代記上

8 葛城長江曾都毗古 孝元記

9 葛城之曾都毗古之女 仁德記・履中記

10 且波之大縣主名由基理 開化記

11 多遲摩母呂須久? 応神記

12 阿佐米余玖? 神武記

天壽國曼荼羅帳繡銘は、奈良時代の成立と推定される「上宮聖徳法王帝説」にその全文が採録されており、且つ右の繡帳銘が推古時代の制作であることが、その断簡に残存する十二字によって実証されることはいうまでもない。したがって、「蕤奈久羅乃布等多麻斯岐乃彌己等」は、繡帳銘の原字面をそのまま伝写したものと見て誤りがない。しかし、同名が、古事記に「沼倉太玉敷命」、書紀に「淳中倉太珠敷尊」と記されているのを見れば、繡帳銘の「布等」は記紀の「太」に相当する訓を字音仮名で表記していることは明らかである。しかるに、「太」は上記の(1)布等、(2)賦登がいずれも乙類の「等」「登」で表記されている以外は、上代ではすべて甲類の仮名で表記されている。古事記において、(2)を除いては、すべて「布刀」「布斗」で表記されて、甲類仮名の「刀」「斗」となっている。「賦登麻和訶比賣命」は、書紀の

註に「一云、磯城縣主太真稚彦女飯日媛也」の飯日媛と同人と見ることができ、太真稚彦の女であるところから、飯日媛を古事記のようにも云ったのであろう。したがって、「賦登」は「太」を字音仮名で表記した事例と見ることができ。

(3)佐久羅葦等由良宮 (4)櫻井等由羅宮の「等由良(羅)宮」は、推古紀に「豊浦宮」とあるのと同じであることは明らかである。推古紀の「豊浦」は漢字の訓によって表記したもので、「とユラ」と読むべきものであることは確かである。それは、肥前風土記・万葉集などに見える肥前の「松浦」が、魏志倭人伝をはじめ中国の古文獻に、末盧・末羅などと記され、古事記に末羅、万葉集に麻都良・末都良・麻通羅・萬通良などと表記され、平安時代も和名類聚抄の巻五に「松浦萬豆」とあって、「松浦」と記して「マツラ」と読んでいたのと同じである。なお、大寶二年御野國加毛郡半布戸籍にも「次、止由良賣」が見える。したがって、豊浦は「とユラ」と読まれていたことは確実である。とすると、「等由良(羅)宮」の「とユラ」は、結合単位と見ることができよう。したがって、「とユ」は乙類オ列音とウ列音とが結合単位を構成した事例と見ることができ。

(5)登由宇氣の登由氣は、古事記の伊邪那美神の神々の生成の条に「豊宇氣毘賣神」とある豊宇氣と同語と思われる。したがって「豊」は「登由」に相当するが、このばあいの「豊」を「とユ」と読んだが「とよ」と読んだかはわからぬに定めがたい。しかし、古事記の歌謡に「登與美岐」「登余本岐」「登余美岐」等の登與(余)は「豊」の意味の「とよ」であることには異論はないであらう。しかし「登由宇氣」の「登由」は「豊」であるから、上

代においては「トユ」とも「トヨ」とも発音されていたことは確かである。したがって「登由」は乙類オ列音とウ列音とが結合単位を構成する一事例と見ることができよう。

(6) 余奴臣は、上官記逸文に見える。上官記逸文は「釈日本紀」述義九に見える引用文である。この文には、転写の間に原字と交換した形跡があり、古事記に甲乙兩類の区別あるモ音などを書き改めたものがあるので、必ずしも推古時代または推古時代をあまり下らない時代のものとは云い難いが、なお原本の字面を伝えていると思われるものが多い。「余奴臣」もその一つと思われるので、参考のために掲げた。「余」が乙類であることはいうまでもない。

(7) 「奴那登母々由良爾」は、「母」はもと一字のものを二字に誤写したものであり、「瓊な音も、揺に」の意であるとする説がある。しかし、二例とも「母々由良爾」となっており、更に書紀の神代紀上の一書の訓註に「瓊瓊此云奴儺等母母由羅爾」とある。したがって、古事記の二例が見える、すこし前の三貴子の分治の条の冒頭に「即、其御頸之玉緒母由良邇」とあるのも、「玉の緒も、ゆらに」ではなく「玉の緒、もゆらに」と読むべきである。記紀共に古語を正確に伝えるために仮名書にしたものであって、誤写でないことは明らかである。したがって、「瓊な音も、もゆらに」と読むべきである。しかるに、出雲國風土記の意宇郡の条に「河船之毛々曾々呂々爾、國々米々引米縫國者」とある。「毛曾呂爾」即ち「モそろに」ともユラニ」とは語構成の様式が同じと思われる。擬態乃至は擬音語であって、擬態を表わす「そろ」、擬音を表わす「ユラ」の上にそれぞれ接頭辞「モ」「も」

が付き、下に助詞「に」が付いたものであろう。ただ古事記では「モ」に甲乙兩類の区別があるが、出雲風土記にはその区別がない。「モ」を接頭辞とすると、「も・ユラ・ニ」と分析すべきであり、乙類オ列音とウ列音とが結合して単位を構成した事例とはならない。しかしながら、「もユラ」「モそろ」の「ラ」「ろ」もそれぞれ接尾辞であると思われるのである。したがって「もユラ」「モそろ」を一つの結合単位と見るべきであらう。したがって、古事記の「母由良」は、乙類オ列音とウ列音とが同一結合単位内に共存する事例の一つといえることができよう。

(9) の曾都毗古は人名である。曾は乙類である。固有名詞の人名であるが、乙類オ列音とウ列音とが結合単位を構成する事例と見てよいであらう。

(10) の「由基理」の「基」は乙類であり、「曾都毗古」や「等由良(羅)」の事例と同じく考えてよいであらう。

(11) 多遲摩母呂須久は、書紀の垂仁紀に但馬諸助と見える人と同人であらう。書紀の字面から推せば、「母呂須久」は「もろ・スク」と分析すべきものであるから、乙類「呂」と「須」とが同一結合単位内に共存するものと見ることはできないようである。

(12) 阿佐米余玖は「朝目吉く」を字音仮名で表記したとする説が比較的妥当と思われる。とすると、「余玖」は形容詞「よし」の連用形であり、古代日本語における母音調和の現象は用言の活用語尾までは及ばないから、事例とはならない。

(1) 布等(2) 賦登は人名中の結合単位とはいえず、「太」の概念を表示し、(5) 「登由」も神名中の結合単位とはいえず、「豊」の概念を表示し、共にそのままで形容詞的修飾語として体言を修飾するこ

とができる語幹である。すでに述べたように布等・賦登・登由は
いずも誤用でも伝写の誤りでもない。このように事象の性質の概
念を表わす二音節の語幹の結合単位内に、すでに述べたように、
乙類オ列音とウ列音とが共存することは、音節結合についての有
坂第二則と矛盾することになる。有坂第二則は同一結合単位内に
乙類オ列音とウ列音とが共存することは少なく、二音節の結合単
位内に乙類オ列音とウ列音とは絶対に共存しないということであ
った。

ところで、前述したように、「豊」が「とよ」と読まれるばあ
いの「とよ」には「とユ」という音形式もあった。いづれが古形
であるかは別問題として、*tojo* と *toju* とにおいて、*o* と *u* と
が転移していることは明らかである。したがって、*u* は *o* に近
い音であったと思われる。後舌的 *u* ではなくて、中舌的 *u* であっ
たと思われる。*fujo* (大) の *u* も中舌的母音であった。地名の
等由良(羅)は三音節の結合単位を構成していたと思われる。こ
の *tojura* の *u* も、前例から推して中舌的母音と見られる。しか
して *tojura* の *toju* も *tojo* と同じものと思われるが、確実性
はない。「母由良爾」の「母由良」も三音節の結合単位と見るべ
きものであったことはすでに述べた。したがって、*hojura* の *u*
も中舌的母音と見なくてはならない。

(6) 余奴臣 (8) 曾都毗古 (10) 由基理はいずれも人名であるが、
余奴・曾都・由基理等の結合単位の意味も語源も不明である。こ
のように意味・語源共に不明な固有名詞は、有坂氏のように資料
としては除外すべきものとも考えられるが、事象の性質の概念を
表示する二音節乃至三音節の語幹に乙類オ列音とウ列音とが共存

する事例があるので、ここでは一往参考資料として掲げ、詳細は
後述にゆずることとする。

乙類オ列音とウ列音とが同一結合単位内に共存する以前の事例
が、推古時代乃至は推古時代を余り下らない頃の文献や、古事記
においては、その資料となった文献の表記字面のままを伝えたら
しく思われる神名、人名に、古語や古音を伝えるために撰進者の
太安万侶が仮名書にしたと思われる古語に限られていることは、
有坂氏の音節結合についての第二法則を修正する必要が認められ
るのである。なお、奈良時代に原形が成立したと思われる諸風土
記中、出雲風土記に唯一の事例がある。それは去豆(地名)・許
豆社(神社名)・許豆之社(神社名)・許豆嶋(地名)・許豆浜
(地名)である。去・許はいずれも乙類であるから、乙類オ列音と
ウ列音とが共存する二音節の結合単位と見られることも許されよう。
このばあい、合せて考慮すべきである。

このように、上代でも最も古い時代に限って、乙類オ列音とウ
列音とが同一結合単位内に共存する事例が現われていることは、
そのような結合法則が上代でも古い時代には、実際に行われてい
たことに基づくものと見るよりはかはない。しかるに、上代でも時
代が下るほど少なくとも奈良時代までの古代日本語においては、
東国方言はしばらくおき、乙類オ列音がウ列音と同一結合単位内
に共存しないという音節結合の法則は、却って厳しく守られてい
たのである。一見、矛盾するように思われる言語事象を、合理的
に説明するには、言語史的観点から音節結合の法則の成立過程及
び変遷を考察することが要請される。

上代でも初期の頃に、*tojo* (豊) \wedge \vee *toju* の現象が見られ

るのは、すでに述べたように、*u*が中舌的母音の*o*に近い母音であることに基づくと解するのが自然である。したがって、上代の初期に限り乙類オ列音とウ列音とが二音節乃至三音節の同一結合単位内に共存する事例におけるウ列音の母音も*o*に近い中舌的母音であった。したがって、*o*は後舌母音の*u*と二音節乃至三音節の同一結合単位内に共存したのではなく、中舌的*o*が中舌的*u*と結合単位を構成したのである。したがって、中舌的*o*は後舌的*u*とは、少なくとも奈良時代までは同一結合単位を構成しなかった。有坂第二法則は、中舌的*o*と後舌的*u*との音節結合に関しては妥当である。

文献に現われた古代日本語の時代は、前代の史前日本語（史前国語）の時代に比して、母音調和の現象は緩かになっていったと考えられる。つまり、史前日本語時代から古代日本語時代への変遷期は、すでに母音調和の現象の崩壊期に臨んでいた。古事記に甲乙兩類の区別が認められる「モ」が、書紀・万葉集その他の文献には認められなくなり、奈良時代の末期に近づくにつれ、オ・イ・エ各列の音で甲乙兩類の区別ある音の間に混同が多くなっていることは、周知の通りである。このような崩壊過程を考慮すると上代の初期に限り、乙類オ列音とウ列音とが同一結合単位内に共存する若干の事例が見られるのは、史前日本語（史前国語）時代にはウ列音にも後舌的母音と中舌的母音とが存在していたものと思われる。それが文献時代の古代日本語時代当初には、すでに中舌的*ü*は後舌的*u*に吸収されて、音韻的には区別がなくなっていたが、音声的には未だ痕跡として残存していた*ü*が、音韻的には*u*に表記された結果、乙類オ列音とウ列音とが同一結合単位に共

存する事例を、文献時代の初期の文献や古い時代の表記字面を伝えていと推定される固有名詞や古語を伝えるために仮名書で表記された表記字面に、痕跡として残しているものと見ることができる。泉井久之助氏は、すでに古代日本語の前代には、後舌的母音*u*に対し、中舌的母音**ü*が存していて、少なくとも前代の母音組織を構成する母音の一つであったことを推定されている。したがって、私見は泉井氏のお説の敷衍に過ぎないが、筆者は、有坂氏が除外された資料の中に乙類オ列音とウ列音との音節結合の法則を決定する鍵が蔵されており、音節結合に関するすべての資料を言語史的観点に立って考察することによって、有坂第二則は妥当性を欠き、殊に「就中」以下の後文は妥当でないことを述べたものである。

このように考えて来ると、出雲風土記に見える、前出の地名・神名の「去豆」「許豆」の事例は、古記録の表記字面をそのまま伝え、または表記字面が表わす音に基づいて表記したのものとも見られ、また祖先から伝えられている地名・神名のような固有名詞には、古音が祖先から伝えられて、それを出雲風土記の各郡の記録者達が表記したのものとも考えられる。それは、意宇郡の条には「去豆」とあり、楯縫郡の条には「許豆乃社」「許豆社」「許豆嶋」「許豆濱」とあって、いずれも「許」で記されていることから、前述のような四つの解釈が生ずるからである。いずれにしても、地名の古音の保存に留意したものと考えられる。

古代日本語時代でも、はじめの古い時には乙類オ列音と、史前日本語時代に存在していたと推定され、文献時代には、少なくとも音韻的にはすでに後舌的*u*に吸収された**ü*系統の*u*とは、二

音節の結合単位内でも共存することができたことは、認めることができる。したがって、固有名詞の意味や語源が不明でも、少なくとも二音節の結合単位内に共存する事例は、必ずしも除外する必要はなく、資料として一往考慮されてよい。

「大日本古文書」第一巻の正倉院文書の当時の戸籍中に、次のような人名の事例が見える。

- (1) 己都賣 大寶二年十一月、御野國本簗郡栗栖太里戸籍、三三頁
- (2) 久曾賣 大寶二年、筑前國嶋郡川邊里戸籍、一〇二頁
- (3) 調平具祖 天平十三年卷二、三〇六頁、天平十一年卷二四、一一二
- (4) 許牟麻呂 (2)に同じ戸籍 一〇二頁
- (5) 布与賣 養老五年、下總國葛飾郡大嶋郷戸籍、一三〇頁
- (6) 止由良賣 大寶二年十一月 御野國加毛郡半布里戸籍、七一頁

右の事例は、一往乙類オ列音とウ列音との結合単位の事例と見て差し支えなからう。

- (7) 布久止賣 大寶二年十一月、御野國各牟郡中里戸籍、四五頁
- (8) 目与須賣 同 御野國加毛郡半布里戸籍、七〇頁
- (9) 伊止甫賣 大寶二年、筑前國嶋郡川邊里戸籍、一〇七頁
- 一一三頁
- (10) 平志許夫賣 同 一三〇頁

右の事例は自分の調査に基づいて、篠敷氏の労作を参照した。

右の事例は「賣」を除いた部分の構成要素が不明であるので、適例とはいいがたいが、人名という点において結合単位をなすものとして試みに掲げる。

人名における乙類オ列音とウ列音との共存の事例は、養老五年の下總國の事例以後は見当らないようである。人名には保守的・追隨的傾向があるため、奈良朝の初期までは、古い音節結合の法則が残存していたかと思われる。久曾賣(大寶二年、筑前)の「久曾」は、小屎賣(小屎賣(大寶二年、豊前)と對比するに屎(糞)と見てよい。書紀には神代紀上の一書の註に「送糞。此云俱蘇麻履」とある。蘇は甲類である。しかるに、同じく書紀の推古紀十八年十月の条に「錦織首久僧」は乙類である。「俱蘇」の方は、神代紀に見えているから、「久僧」よりも古いと考えられがちであるが、註に見えていることは、書紀編纂者によって註されたことと見ることが出来る。つまり、乙類オ列音と史前日本語時代の**u*系統のウ列音とが結合単位を構成しなくなった編纂当時の標準語音に基づいて表記したものと考えられる。(3)の調平具祖は調小屎とも書かれているが、いずれも天平十三年に記されたものである。しかし「祖」は甲類であり、日本書紀の完成は養老四年である。したがって、おそくとも養老頃までには、「糞(屎)」のソは、乙類から甲類に転じていたと考えることができる。しかし、推古紀の人名の久僧は、人名なる故に資料の表記字面を伝えているものと見られ、神代紀の久蘇の方よりも、糞(屎)の古音を伝えているものと思われる。したがって、糞(屎)のソは、大寶二年の筑前國戸籍や推古紀十八年に見える人名のように、乙類の假名で表記されている方が、古音と見ることができよう。

有坂氏は、三音節以上の結合単位において、乙類オ列音とウ列音が共存する事例として、次のような語を掲げられている。

登夫佐（朶一万葉）・宇斯呂傳（後一古事記）・久之呂（鉤一萬葉）・伊難武斯廬（席一書紀）・於余頭禮（妖言一萬葉）・保等登藝須、（霍公鳥一萬葉）

これらの事例について、有坂氏は「これらはいづれも果して分析し得るものかどうか疑問である故、しばらく分析せずにおいたのである。」と述べられているが、「登夫佐」を除いては、二つ以上の構成要素に分析し得る可能性があるように思われる。したがって、三音節以上の結合単位において、乙類オ列音とウ列音とが共存する確実な事例は見出すことができない。

註

- 1 山田孝雄氏「『華嚴文義要決・東大寺諷誦文』解説」
- 2 有坂秀世氏「國語音韻史の研究」増補新版」一〇三―四頁
- 3 有坂秀世氏「上代音韻攷」所収「古事記にあらはれる音節結合の法則について」二頁
- 4 泉井久之助氏「言語民族学」所収「日本語における『語根』の觀念」一一七頁
- 5 前出「國語音韻史の研究」一〇五頁
- 6 「京都大学文学部五十周年記念論文集」所収泉井久之助氏「上代日本語における母音組織と母音交替」一〇一―一〇二頁
- 7 筏勲氏「正倉院文書、大寶養老戸籍の人名語の索引」(一)
- 8 前出「國語音韻史の研究」一〇八頁

二

有坂第三則は、「ア列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位に共存することが少い」というのである。しかしながら、乙類オ列音と、ア列音以外の甲類オ列音・甲乙両類のイ列音・甲乙両類のエ列音・ウ列音・区別のないイ・エ・オ各列音および自己同士との結合状態を調査し、これらの結合状態と乙類オ列音とア列音との結合状態とを比較した後には、はじめて乙類オ列音とア列音との結合状態および乙類オ列音の性格が確実に把握されるのである。そこで、乙類オ列音と自己を含めての古代日本語における八種の母音及び区別のないイ・エ・オ各列音とが結合単位を構成する状態を考察する。

乙類オ列音の母音 \bar{o} が自らの母音音節だけで二音節上の結合単位を構成することは、更めて説くまでもない。しかして、従来は、乙 \bar{o} 甲 \bar{o} とは同一結合単位内に共存しないといわれている。しかして、奈良時代までに成立した文献、または文献の遺文と推定されるものの中に、次に掲げるような固有名詞の事例があるが、確実な事例と見ることはできない。

佐伯直阿俄能胡（人名・仁徳紀）
大御伴人佐伯部等始祖阿我乃古（人名・播磨風土記・神前郡）

鳥籠之山（地名・「とこのヤマ」万葉卷四一四八七）
鳥籠山（地名・同、卷十一一二七二〇）

近江國伊香郡與胡郷（地名・近江國風土記逸文）
これら「阿俄能胡（阿我乃古）」「鳥籠」「與胡」のわずか三

つの事例も語源は不明と見るよりはかなく、したがって、確実な事例とすることはできない。万葉集の「鳥籠之山」「鳥籠山」の「鳥籠」は、その表記字面が表わす通りの「とり(鳥)」の「と」と「コ(籠)」との複合語であるかも知れないが、やはり不明とすべきものである。しかして、「とり」の「と」は、「とづ(飛)」の「と」と語源的に関係があると思われる。これらの固有名詞が成立した当時は、語源的に二つ以上の構成要素から構成されたものかも知れない。また、固有名詞の成立には、音節結合の法則を離れて、自由に独自の結合が許されたとも考えられる。「大日本古文書第一」所収の正倉院文書中の大寶二年の御野國戸籍帳および養老五年下總國戸籍帳に次のような事例が見える。

- 1 次古与売 年十八 大寶二年十一月 御野國本寶郡 栗栖太里戸籍 三八頁 少女
- 2 児古与 年十一 同、 同國肩県郡肩 々里戸籍 四二頁 小子
- 3 寄人阿比古余売 同、 同、 四二頁
- 4 猪手売兒秦人古与売 年二 同、 同國加毛郡半 布里 七一頁 緑女
- 5 戸主母縣主族古与売 年六二 同、 七三頁 次女
- 6 古与売孫傘下津酒并売 年十一 同、 七三頁 小女
- 7 女孔王部古与理売、年參歳 養老五年下総國葛飾郡 大島郷戸籍 二二三頁
- 8 女孔王部古与理売、年拾壹歳、小女 同、 同、

二二三頁

註、古与理売の姉に「与理売」、妹に「真与理売」「若与理売」がある。

- 9 従父妹孔王部古与理売、年式拾陸歳 同、 同、 二八八頁
 - 10 妹孔王部古呂売、年式拾捌歳 同、 同、 二八八頁
 - 11 妹孔王部古呂売、年參拾貳歳 丁女 同、 同、 二二三頁
 - 12 孔王部古麻呂、年壹歳、緑兒、上件一口、古呂売男 同 同 二二三頁
 - 13 妹藤原部真目乃古売、年式拾壹歳、同、同國倉麻郡意布郷戸籍、二九四頁
 - 14 妹藤原部売乃古売 年拾柒歳、次女、同、同、二九四頁
- 右の人名がすべて女性の名であることは注目すべきである。しかして、8の「古与理売」の姉に「与理売」、妹に「真与理売」「若与理売」があることから、「古」は「小(甲)」の意で、美称的、愛称的接頭辞であろう。また1から6までの「古与」「古与売」の「古」も同じ接頭辞と思われる。1の「古与売」と同戸に「古虫売」があり、同里の刑部稻寸の戸口に「手古売」「手尔売」「古手売」「姉売」「古姉売」がある。更に同國肩県郡肩々里の国造大庭の戸口に、2の「古与」と共に「小方」「万売」「小方売」「真万売」が見え、同國加毛郡半布里の石部三田の戸口に「与麻呂」が見える。以上の名の構成要素を対比すれば、甲類のコを表わす「小」「古」中、上についたものは愛称、美称の接頭辞

で、下についたものは「兎」の意味を表わすものであることが明らかである。しかし「壳」は女の意味であるこというまでもない。また、これらの名における中心の意味は「与」「虫」「手」「姉」「万」にあることが知られる。したがって、「古与」は結合単位ではなくて「古・与」と分析することができる。10・11の「古呂」も「古・呂」と分析され、このばあい「古」は兎の意味で中心の意味を表わしており、それに親愛を表わす接尾辞「ろ」(呂)「が付いたものと思われる。しかして、「古与」「古与壳」の「与」は「よごと(吉事)」「よし(良)」等の「よ」と同じものであるように思われる。しかして、14の「壳乃古壳」の「乃」は、本来は格助詞「の」と思われるので、「乃古」もまた同一結合単位とは見られないのである。したがって、右の1のより14までの戸籍の女性の名は、乙類オ列音と甲類オ列音とが同一結合単位内に共存する確かな事例とすることはできない。

以上述べたように、固有名詞以外には乙類オ列音と甲類オ列音とが同一結合単位内に共存する事例は全く見当らない。固有名詞においても、確実な事例は一つも存在しない。したがって、乙類オ列音と甲類オ列音とが同一結合単位内に共存する確実な事例は全くないということが出来る。

乙類オ列音が甲類イ列音及び区別のないイ列音と結合単位を構成している事例は多いので、あえて事例を挙げる必要はないが、試みにその一部を挙げることにする。

一、甲乙兩類の区別があるイ列音との結合

とキ(時)・ヒと(人)・ヒろ(広)・よヒ(宵)・ヒと
つ(一二)・オギろ(願)・ホととギス(霍公鳥)?・ミ

の(美能—大日本古文书—蓑)・のミド(能美等—華嚴經音義私記—咽)

一、甲乙兩類の区別がないイ列音との結合

いろ(色・同腹)・イのチ(命)・こシ(腰)・とシ(年)
 (・ヤマシろ(山城)・とり(鳥)・のり(海苔)・こシ
 キ(甌)・よチ(同年)・のチ(後)・ムシろ(席)?
 ヤシろ(社)?・クシろ(釧)?・ウシろ(背後)?
 このシろ(際・人名)?・このシろ(近志呂—際—出雲風
 土記嶋根郡)? マシとと(真嶋)・チのり(千窺入)?
 ・ミドリ(緑)・ナギリ(名残)?・ヲろチ(大蛇)
 イと(甚)・イよ(弥)・シこ(癡猛・醜)・オよし
 諸説あるも定説なし)?・シこめキ(凶醜)・イヤチこ
 灼然)・アキジこり(商に無我夢中になる)?・シこり
 無我夢中に執心する)?・シのキハ(矢の一種)?
 シのブ(忍) イとフ(厭)・イのル(祈)・イどム(挑
)・イごのフ(期尅)

右のうち、「アキジこり」「シこり」の「リ」は動詞の活用語尾と見られ、「オよし」は諸説があるが定説がないので、事例として掲げている人があるが、除いた方が妥当と思われる。人名・地名の固有名詞にも多くの事例が見られるが、煩を厭い、「己乃志呂壳」(大宝二年十一月、御野国加毛郡半布里戸籍)があることだけを付け加えて、他はすべて省くことにした。しかして、前出の事例においては、傍線を付けた部分が一の構成要素であり、結合単位と認められるものである。

前出の「ムシろ」「クシろ」「ウシろ」等の「ろ」は、すでに

云われているように造語成分的接尾辞であるので、これらの語は二つの構成要素に分析すべきものかも知れない。したがって、区別のないイ列音と乙類オ列音とが共存する事例からむしろ除くべきものと思われる。「ヲろチ」も、「ヲろ」と「チ」とに分析すべきであろう。「チ」は「ミツチー蚊」。「ククのチー莖のチー」。「意富斗能地神」等の「チ」と同じく、「靈力」の所有者に付ける接尾辞と思われる。

乙類オ列音と乙類イ列音との結合の事例は非常に少ない。

のみ(助詞)・ホそき(蔓椒此云褒曾紀、皇極紀三年)

よモぎ(余母疑一逢一万葉卷十八、四一一六)

右の「ホそき」「よモぎ」は恐らく「ホそ・き」「よモ・ぎ」と分析すべきものと思われるから、確実な事例は「のみ」だけである。地名・人名の固有名詞にも

志許斐山(地名、出雲風土記)・興曾紀(地名、出雲風土記)
・伊等尾(人名、播磨風土記)

の三例が見出されるぐらいで、語源も不明なので、分析できない。したがって、確実な事例は助詞「のみ」だけということになる。このように乙類オ列音と乙類イ列音とが同一結合単位に共存することは全くの異例といふべきであるから、原則的には、乙類オ列音と乙類イ列音、即ち o と i とは結合単位を構成しないと見て差し支えあるまい。

乙類オ列音と甲類エ列音とが同一結合単位内に共存す事例は見当らない。有坂氏は、「シケこしー醜」の「シケこ」を同一結合単位と見ておられるが、「シケ」は「シコー醜」と同語源で語基母音の相違と見るべきである。したがって、「シケ・こシ」

と分析すべき可能性が十分にあり、少なくとも確実な事例とは見ることができない。「スメろキー天皇」も「カムろキ」「ヒもろキ」「スメカミ」「スメミマ」などの語と対比すれば、「スメろ・キ」と分析すべきであろう。

次に乙類オ列音と甲乙兩類の区別がないエ列音との結合の事例も僅少である。

「こエー声」・「とせー年」・「ヲそネー小确」・「

とネリー止尼利、舍人(大寶二年御野国味蜂群春日里戸籍)

「とネリ」の事例は、戸籍帳中の人名であるが、舍人の仮名書であろう。「こレー此」。「そネー其根」。「そネめー其根芽」

などは、奈良時代の語意識では、「こ・レ」「そ・ネ」「そ・ネ・め」と分析されていたものと見られる。「ネモころ」の語源は不明とする方が安全であり、モに甲乙兩類の区別がある古事記には、この語の仮名書の事例がないので、「モ」が甲乙いずれに属するものであるか不明である。万葉集には「ネモころ」とあるから、「モ」が母音調和したものとすれば、「ころ」は乙類であるから、乙類相当の「も」であり「ネも」であったと一応見られるが、「ネ・モころ」と分析すべきものであれば、たとい「モ」が乙類であるにせよ、本来的には乙類オ列音と甲乙の区別がないエ列音とが結合単位を構成する事例とすることはできない。

固有名詞には次の例が見出される。

「ヲそネー鳴贈禰、地名、顕宗紀」・「そネー曾禰連、人

名、天武紀」「ハタのこへマろー秦許遍麻呂、人名、万葉

「・こせー巨勢・許勢・居勢・起勢、氏名、地名」・「

そネー曾尼村、常陸風土記行方郡」・「そネー曾尼之駅、

同風土記同郡」・「そね―曾禰連磨、人名、播磨風土記讃容郡」

なお、大寶二年以後奈良時代の正倉院文書には、「曾禰」「巨勢」「許勢」等を氏または名に有する氏名の事例が多く見えているが、いたずらに紙面を浪費することになるので省略することにした。

などが見えているが、それも「そね」「こせ」「こへ」「こへ」に限られている。したがって、固有名詞を入れても、乙類オ列音と区別のないエ列音とが結合単位を構成することは至って稀である。

乙類オ列音と乙類エ列音とが同一結合単位内に共存する事例も極めて少ない。「こめ―米、皇極紀」の外に、「ホとけ（保止氣）―仏、仏足石歌碑」―「こけ（己氣）―歌経標式」がある。

合せて三例となる。孝徳紀白雉四年五月の条に「安達、中臣渠毎連之子」と分註にある渠毎、天武紀元年秋七月壬子の条に「高市縣主許梅」の許梅は、いずれも米を名としたものと思われる。更に正倉院文書の上代の戸籍帳に、

小止目売（大寶二年十一月、御野国加毛郡半布里戸籍）

目与須売（同）

が見えているが、人名であり、語意も判然としないので、確実な事例とは言いがたい。奈良時代の諸風土記及びその逸文には、事例が見当たらない。乙類オ列音と乙類エ列音とが同一結合単位内に共存する事例が甚だ僅少であることは、乙類 **ō** と乙類 **o** とが母音調和を忌避する性質があったことに基いていると見なくてはならない。

ō と **a** との結合事例も多くないが、乙類オ列音相互の結合以外

の他の母音との結合事例に比して最も多い。固有名詞以外の語と固有名詞との事例に分けて掲げると、

推古遺文及び古事記以前

固有名詞

麻里古王（上官太子系譜、二例）

古事記

本文 登賀米受而 神代記

登陀流 神代記

奴那登（分析すべきか） 神代記

歌謡 阿曾

宇知能阿曾

多智曾婆

麻呂賀知 応神記

本文 固有名詞

伊許婆夜和氣命

曾婆訶里（隼人名）

麻呂古王

袁麻呂古王

夜麻登々母々叱売命

書紀

本文 天吉葛此云阿摩能與佐國羅一云與曾豆羅 神代紀上

號濱藻謂奈能利曾毛 允恭紀

俗呼父為利曾 仁賢紀

葉木國此云播拳矩爾 神代紀

歌謡

多知曾婆 神代紀

摩曾_レ祁 景行紀

摩呂餓智 應神紀

烏呂餓瀾 推古紀

多能彌 舒明紀

固有名詞

本文 日本此云耶麻騰 神代紀上

摩呂古 (人名・継体紀)

阿都 (地名・用明紀)

阿俄能胡 (人名・仁德紀)

麻多能鳥 (人名・垂仁紀)

餘佐 (地名・雄略紀)

歌謠 豫佐瀾 應神紀

万葉集

卷十一 2512 足音 (「音」は乙類「オト」であるから、足音は「アト」と推定される)

は「アト」と推定される)

卷二 199 安騰毛比

卷五 904 多能無

卷十八 4130 登賀米

卷二 188 常登婆爾

卷八 1428 屋外

卷十五 3630 也杼里

卷一 7 屋杼禮里

卷四 509 奈騰?

卷四 533 名禰?

固有名詞

卷十五 3670 可良等麻里

卷十一 2425 強田山 (強田は「木旗」とも表記されているから「こ(乙)ハタ」と見ることができ)

ら「こ(乙)ハタ」と見ることができ)

卷二 148 木旗

卷六 1035 田跡河

卷十三 3246 十羽

卷九 1757 鳥羽

卷十二 3165 飛幡之浦

卷十五 3688 也麻等 (他に夜麻登・山跡・山常)

諸国風土記 (奈良時代の成立又は奈良時代の遺文と推定されるもの)

るもの)

多乃毛社 (出雲・意宇郡)

古志國佐與布 (出雲・神門郡)

筑紫久麻曾國 (播磨・鹿兒郡)

麻跡里 (・飴磨郡)

夜麻等 (丹後・逸文)

與謝郡 (丹後・逸文)

註 固有名詞以外の語には事例が見当たらない。

正倉院文書 (但し、大寶二年より寶龜三年まで)

奈乃(能)理(利)曾 (この事例多し)

奈能僧 (天平寶字六年十二月・同閏十二月・卷十六)

知麻止波夜? (年紀闕・卷二五)

固有名詞

已麻人 (大寶二年、御野國、味蜂郡春部里戸籍・卷一)

加止利壳 (同)

阿波奈己(同)

加良止麻利山(天平十九年・卷二)

丹後國与射郡(天平九年・卷二)

米葉女(天平勝寶二年・卷三)

夜登女(同年・同卷)

甲斐國巨麻郡(天平寶字六年・卷十五)

矢田部与佐万呂(天平寶字六年・卷十六)

阿刀造与佐美(天平勝寶五年、天平寶字二年、同卷二)

五)

伊豆加与(天平寶字元年、卷二五)

与佐壳(天平五年、右京計帳、卷一)

右の事例においては、二つ以上の同例は原則として一例を示したが、表記用字に相違があるものは、参考に掲げたものも多い。固有名詞は、その語構成や語源が不明なものが大多数であるが、乙類オ列音とア列音とが直接しているものは、不明なものでも掲げることとした。「余良斯(神武記)」を事例から除くべきであることについては、前に述べた。

これまでに見て来たように、乙類オ列音の母音 \ddot{o} は、自己以外の他の母音とは結合単位を構成することには消極的母音であり、甲類 $u \cdot e$ とはもちろんのこと、乙類 $i \cdot \ddot{e}$ とも避ける傾向が強く、甲類 \ddot{o} とは絶対的に結合単位を構成することなく、有坂氏が指摘された如く、同一結合単位内に共存する確実な事例は全く見当らなかつたのである。

乙類オ列音が比較的結合単位を構成する音は、ア列音とイ列音であり、ア列音がイ列音より多いのである。一方、ア列音は自

己(a)とはもちろん、他のすべての母音とも結合単位を構成しているが、自己との結合単位を構成することが最も多く、中舌母音の $i \cdot \ddot{o}$ と結合する事例は、 $i \cdot e \cdot \ddot{e} \cdot \ddot{o} \cdot u$ と結合する事例より少ない。この現象から次のような仮定が考えられる。まず a が中性母音と見られている $i \cdot e$ よりも一そう中性母音的であったという仮定が考えられる。次にウ列音が史前日本語(史前國語)において後舌母音 u に対し、中舌母音 $*\ddot{u}$ の存在が考えられたように、史前日本語時代には後舌的 a のほかに $*\ddot{a}$ が存在している、文献時代に入る前に、 $*\ddot{a}$ は完全に a に吸収されていたという仮定が可能である。そして、 u が $*\ddot{u}$ を吸収した時期よりも、 a が $*\ddot{a}$ を吸収した時代の方が早かつたと考えられる。 u は結合単位を構成する点からいえば、既述の如き言語史的過程に基づいて \ddot{o} と結合することが極めて少ない以外は、 a に次いで他の母音と結合単位を構成する。 i は a と同じく自己及び他のすべての母音と結合単位を構成するが、 a や \ddot{o} を除いたばあいの u ほど、 $e \cdot \ddot{o} \cdot u \cdot i \cdot \ddot{e}$ とは積極的に結合単位を構成しない。このような見方に従えば、 u はある程度中性母音の性格を有しているということができよう。

ところで、同一結合単位内において、 \ddot{o} と共存する母音の種類及び頻度と、 a と共存する母音の種類と頻度との比較により \ddot{o} が \ddot{o} 以外の母音と結合単位を構成する母音中、 a と i が最も多く結合単位を構成していることが明らかである。したがって、音節結合に関する前記の有坂第三則「ア列音と乙類のオ列音とは、同一結合単位内に共存することが少ない」は、ア列音が構成するすべての結合単位における乙類オ列音とア列音との結合単位に関する

説明であつて、乙類オ列音が構成するすべての結合単位における乙類オ列音とウ列音との關係を述べた第二則とは、結合關係の基準を異にしている。しかし、第一則は第二則と同じ基準において、乙類オ列音と甲類オ列音との結合単位における結合關係を述べたものとみなすことができる。このように、乙類オ列音を基準にして、乙類オ列音とア列音との結合關係を見れば、第三則は「乙類オ列音は自己以外の母音と結合単位を構成することに消極的であるが、ア列音とイ列音とは他の音に比して、比較的結合単位を構成する。」とでも改めた方が、結合単位の構成における乙類オ列音の性格が明確になつてくる。

ところで、前に掲げたア列音と乙類オ列音との結合事例を見るに、「二音節の名詞「マろ」「アそ」「そバ」「カそ」は、一音節の構成要素に分析できる可能性がある。「とハ」も「と・ハ」と分析することができよう。「よサヅラ」は「二音與曾豆羅」とあり、「マそケ」は「マタケ」とあり、いずれも母音交替の現象である。「ナのリそモ」「ナのリそ」「ナのそ」は、少なくとも二つ以上の構成要素に分析することができる可能性がある。「ヤマト(大和)」は「ヤマト(山門)」と対比して二つ以上の構成要素に分析できる。「ハこクニ(葉木国)」「も葉(ハ)」「(こ)」に分析される可能性がある。「オこナヒ」は「オこ・ナヒ」、「タのミ」は「タ・のみ」とそれぞれ分析することができよう。「オろガム」も分析できる可能性が、且つヒ(フ)・ミ(ム)・ム等の接尾辞的造語成分が付くために、a(ナ・ガ)・ö(の)の母音をとつたものようである。「アどモ」は「アツム(集)」と同一語源から分派したもののようである。「ナごり」の語源が「波

残」であるならば、「ナ・ごり」と分析できよう。

「宿る」は例外なく乙類が用いられている。「ヤドル」の語源については、有坂秀世氏は「屋取る」とされ、名詞「ヤド(宿)」のドは甲類であるので、その語源は「屋處」であろうとされている。これによれば「ヤ・ドル」と分析できよう。「とダル」については、新村出・安藤正次両氏等によって、インドネシア語との語源關係の存在が説かれている。が、なお一抹の不安が伴う。「とがめ」の「とガ」は、中央語系の古代語と方言的差異が著しい東歌ではあるが、名詞の事例があり、「とガ」の「と」は「罪」の「つ」と同語源かも知れない。したがって、aとöとが共存する二音節の結合単位において、語根が二音節である確実な事例は、「よサヅラ」「マそケ」ぐらいであろうか。しかし、これらの語とて更に分析できるものかも知れない。

三

次に、乙類オ列音及び甲類オ列音とがそれぞれ同一結合単位内に共存する母音の相違に基づいて、古事記における「オ・ホ・ヲ」の三音について考察しよう。

古事記においては、オ列音のモに甲乙兩類の区別があるのは周知のとおりであるが、更に、ア行のオ、ワ行のヲ、ハ行のホに甲乙兩類の区別があるという説があることもまた周知のことである。⁽¹⁾

考察の便宜上、ホから始める。古事記の成立が多元的であることには異論はあるまい。したがって、少なくとも歌謡と本文とに分け、ばあいによっては上巻(神代卷)中巻・下巻に区分し、更

に御代やそれぞれの事項についての叙述によって区分して、考察することが必要である。さて、古事記において、ホの表記に用いられた漢字の種類は、富(窟)・番・蕃・煩・本・菩・品の七字が用いられている。そのうち、歌謡に見えるのは、富・本・菩・煩で、本文に見えるのは、富(窟)・本・菩・蕃・番・煩・品である。以下、富・窟の代りに便宜上いずれも富を用いることにする。まず歌謡から考察する。

歌謡における「富」の事例は四十一例であるが、「意」「淤」の下にあって「大」を意味するもの二十七例、「多」を意味するもの一例「微能意富那久袁」(神武)があり、別に単独で「秀」を意味するもの一例「久爾能富母美由」(応神)がある。残りの十二例はすべてオ列音乙²と結合単位を構成している。

余理泥呂登富禮(允恭) 阿加斯三杼富禮(允恭)
夜知富許能(四例神代) 登富登富斯(神代) 登富登富斯(神代)
波比母登富呂布(神武) 伊波比母登富理(神武)
波比母登富呂布(景行)

右の事例中「母登富呂布」「母登富理」は「母登—富呂布・富理」と分析されるので、「富呂布」は「ホル」の再活用であり、音節結合の法則からいえば、事例から除く方が厳密であるが、「登富」の下につづくことよって、乙類「呂」となったもので、母音同化と見た方がよいが一応事例の中に入れておいた。「登・杼・許・呂」等のように古事記の歌謡では乙類オ列音とのみ結合し、他の母音とは結合単位を構成した事例は見られない。しかるに、「本」は「富」が乙類²のみと結合単位を構成しているのとは異なり、乙類オ列音以外の母音とも結合単位を構成して

るのである。「本」は歌謡において二十四例であるが、これらは i・a・o・u・²と連結している。

i と連結するもの、邇本杼理能(仲哀) 美本杼理能(応神) 志本爾夜岐(仁徳) 伊本知母賀母(雄略) 斯本勢能(清寧)
a と連結するもの、和賀美賀本斯(仁徳) 夜本爾余志(雄略)
本陀理—登良須母・斗理・斗良須古(雄略)

o と連結するもの 宇良胡本斯那牟(清寧)

u と連結するもの 本都延波(応神) 本都毛理(応神)

本牟田多能比能美古(応神) 本都延波(雄略)

本都延能(雄略)

² と連結するもの 久爾能麻本呂婆(景行)

本岐母登本斯(仲哀) 斯麻理母登本斯(清寧)

右のうち、最後の乙類オ列音との連絡は結合単位と見ることができるかどうかが問題である。すでに述べた如く、乙類オ列音と甲類オ列音とが同一結合単位内に共存することは絶対でない。「本岐母登本斯」「斯麻理母登本斯」の「母登」の二字は共に乙類である。したがって、「母登本」を語幹と見て一結合単位とすれば、「本」は乙類相当の音であると見るのが至当である。しかるに、古事記では「宇部胡本斯那牟」「美賀斯本」のような「ホシ」に対しては、すべて「本斯」の字面が当てられている。しかし「で、「美賀本斯」は「うら・恋ほし」と分析することができる。しかるに、東歌に三四七六「故布思可流奈母」、防人歌に四四一九「古布志氣毛波母」が見える。奈良時代の東国方面でも、² u は相互に転移するが、中央語系古代日本語よりその事例は比率的にはるかに多い。両歌が奈良時代の東国方言に属することが難

点であるが、「コフシ」を東国方言中に「恋はし」の古形を残したものと見ることが許されるならば、後舌母音 $u \cdot o$ は相互に転移し易く、古代日本語中に多くの事例があるから、「胡本斯」の「本」は甲類相当の音であろう。馬淵和夫氏は、「胡本斯」の「本」を誤用と見ておられるが、有坂秀世氏は、名詞「コヒ」が頻繁に用いられるようになったため、「こひ」から「コヒシ」が直接に派生したので、「コホシ」の方が古形であると推定されている。

更に、「母登本斯」は「もと・ほシ」と分析すべきもののよう
に思われる。というのは、語源的にもそのように分析される可能性があるが、古事記の歌謡においては、表記者が「ホシ」にすべ
て「本斯」の表記字面を用いていることは、少なくとも表記者は
「ホシ」を一つの結合単位として意識していたと考えることもでき
よう。したがって、「母登・本斯」分析することができる可能性
があるから。「本」が甲類相当の音であるにしても、乙類オ列
音と甲類オ列音とが同一結合単位内に共存する事例とはならな
い。また、「久爾能麻本呂婆」は、景行紀に「區理能摩保羅摩」
とあり、万葉集に五・八〇〇「久爾能麻保良叙」、九・一七五三
「國之真保良」、十八・四〇八九「久爾能麻保良」が見えており
「麻本呂婆の「呂(ろ)」が、ラ・ル・レ等と同系の接尾語である
ことは明らかである。したがって、「麻本呂」「本呂」を同一結
合単位と見る必要はない。

すでに述べた如く、古事記の歌謡における字音假名の「富」が
オ列音以外の音と同一結合単位内に共存した事例はなく、また甲
乙両類の区別あるオ列音と同一結合単位内に共存するばあい、甲

類と共存する事例はなく、必ず乙類オ列音に限られている。これ
に對し、「本」は、甲類イ列音、区別のないイ列音、ア列音、甲
類オ列音、ウ列音と結合単位を構成するが、乙類オ列音と結合単
位を構成する確実な事例がない。しかして、「富」と共に同一結
合単位内に共存する母音は、乙類オ列音が共存する母音であり、
「本」が同一結合単位内に共存する母音の種類は、甲類オ列音が
同一結合単位内に共存する母音の種類に属するものである。した
がって、古事記の歌謡においては、「富」は乙類「ほ」を、「本
」は甲類「ホ」を表記しているということができよう。

なお、古事記の歌謡では、甲類「ホ」に「菩」、乙類「ほ」に
「煩」が用いられている。

菩 加牟菩岐 仲哀

煩 比波煩曾 景行記

加波能煩理 仁徳記

和賀能煩礼婆 仁徳記

美夜能煩礼婆 仁徳記

伊毛登能煩礼波 仁徳記

尔宜能煩理斯 雄略記

仲哀記に「壽ぎ」は「本岐玖琉本斯、登余本岐、本岐母登本斯
」のように「本岐」と表記されているから、「菩岐」の「菩」は
甲類「ホ」を表記したものと見ることができよう。

「比波煩曾」の「煩曾」、「能煩礼」の「能煩」はいずれも結
合単位であり、「曾」「能」共に乙類「の」であるから、「煩」
は乙類相当のオ列音でなくてはならない。

次に、古事記の本文及び本文の制註における「富」「本」につ

いて述べる。

神名・人名の美称としての「大(多)」を表記するのに、すべて「意富」が用いられている。この種の事例は、余りにも多数に上るので省略する。神人名以外に用いられた「意富」の事例は、「意富臣」「意富美」の二例である。「大」「多」を表記した結合単位「意富」以外で、「富」が結合単位中に共存する事例は、

- (1) 富登(二例、神武記)
 - (2) 美富登(安寧記)
 - (3) 富良々々(二例神代記)
 - (4) 山田之曾富騰(神代記)
- 固有名詞
- (5) 富登多多良伊湊濱岐比賣(神武記)
 - (6) 登富志郎女(応神記)
 - (7) 曾富理神(神代記)
- (3)の事例を除いて、「富」はいずれも乙類オ列音の假名「登・曾・騰」と結合単位を構成している。ところが、甲類オ列音と乙類オ列音とは同一結合単位内に共存することはないから、「登・曾・騰」の乙類オ列音と同一結合単位内に共存する「富」は乙類オ列音でなくてはならない。
- 「本」の事例を次に掲げる。
- 本岐歌(仁徳)
- 固有名詞
- (1) 本牟智和氣御子(垂仁)
 - (2) 伊邪本和氣命(三例仁徳、一例履中)
 - (3) 伊邪本和氣天皇(清寧)

- (4) 意富本杼王(允恭)
- (5) 沙本毗古王(二例開化、六例垂仁)
- (6) 沙本毗賣命(二例化、三例垂仁)
- (7) 沙本之大闍見戸賣(開化)
- (8) 沙本穴太郎之別祖也(垂仁)
- (9) 沙本(垂仁)
- (10) 余曾多本毗賣命(孝昭)
- (11) 袁邪本毗賣命(二例開化)
- (12) 袁本杼命(武列、継体)
- (13) 袁邪本王(二例、開化)

「本岐歌」の「本岐」は歌謡においても、すべて「本岐」であることは、前述の通りである。ただ、問題になるのは、(4)の「意富本杼王」(12)の「袁本杼命」の事例である。(4)(12)において、もし「本杼」が結合単位とすれば、「杼」は乙類であるから、「本」を甲類とすれば、甲類オ列音と乙類オ列音とが同一結合単位内に共存することとなり、音節結合の法則に反することとなる。上宮記逸文に見える「意富富等王」の事例を合わせ考えれば、「意富・本杼」「袁・本杼」と分析すべきものであるかも知れない。ともかく、語源不明の固有名詞中の「本杼」を除いては、古事記の歌謡・本文・割註を通じて「本」が結合単位を構成する母音の種類が、甲類オ列音が同一結合単位内に共存する母音の種類と同じであるということ、及び「富」が乙類オ列音及びア行「オ」以外の音とは同一結合単位内に共存した例がないこと、「本」と「富」とが結合単位を構成した事例がないことは、少なくとも古事記において、「ホ」音に甲乙両類の音の假名の書き分けが存在して

いることを認めてよいと思う。

次に、歌謡において乙類「ほ」の假名に用いたと見られた「煩」が、本文對註においても同じく乙類の假名として用いられているように思われる。

- (1) 淤煩鉤 神代記
- (2) 淤煩及漬_レ亦宇流六字以音。神代記
- (3) 能煩野 景行記

右の「淤煩」「能煩」はア列音の「オ」と乙類「能」と結合單位を構成している。

次の「蕃」「番」も乙類の假名に当てられているように思われる。

- (1) 美蕃登 神代記
- (2) 蕃登 神代記
- (3) 蕃仁岐命 序文
- (4) 天津日高日子蕃能邇々藝命 神代記
- (5) 日子蕃能邇々藝命(三例、神代記同所)
- (6) 天津日子蕃能邇々藝 神代記
- (7) 天津日高日子蕃能邇々藝能命
- (8) 知_レ釀酒人名仁蕃

(1)が「蕃」である以外、すべて「番」が用いられている。「蕃」は同一人の神名に限り用いられている。甲類と見るべきものによつてである。

- (1) 天之善卑能命 神代記
- (2) 天善卑命 神代記
- (3) 天善卑神(三例、神代記)

この善も甲類「ホ」を表記したものとされる。次に乙類「ほ」の假名として「富」「煩」「番」「蕃」が用いられ、甲類「ホ」の假名として「本」「善」「品」等が用られたことは中国音韻史におけるこれらの文字の音韻の変遷に照合して、根拠あることを述べることにする。(つづく)